

非稼働病床について

非稼働病床については、稼働しない状況が継続することにより、限られた医療資源の有効活用や地域住民の医療ニーズへの対応の観点から支障が生じる可能性があるほか、再稼働等により地域の医療提供体制に影響が生じる可能性もあることから、県では年に1回、非稼働病床の状況を調査しています。

本日は、今年度の調査結果をもとに、**非稼働病床の今後の見通し等について各病院から説明**をしてもらいますので、**地域医療を確保する観点から各病院の方針の妥当性について協議**をお願いします。

千葉県 健康福祉部 医療整備課 医療指導班

電話番号 : 043-223-3884 メール : iryou-b@mz.pref.chiba.lg.jp

非稼働病棟を有する医療機関への対応

「地域医療構想の進め方について【国通知】（H30.2.7）」

県は、病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟（非稼働病棟）を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」）へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しについて説明を求めることとされている。

【※非稼働病棟とは】

過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟

「地域医療構想の進め方について【国通知】（R5.3.31）」

対応方針に基づく取組を実施し、データ等に基づく説明を尽くした上で、なお生じている差異として、非稼働病棟や非稼働病床の影響が考えられる。

これを踏まえ、非稼働病棟に対しては平成30年通知の1(1)イに基づく対応を行うこと。その際、非稼働病棟を再稼働しようとする医療機関の計画については、2025年が間近に迫っていることを鑑み、当該病棟の再稼働のための医療従事者の確保の具体的な見込み等も含めて地域医療構想調整会議において詳細な説明を求め、十分に議論すること。

本県の対応

令和6年度までの対応

毎年度、全医療機関に対して非稼働病床の状況について調査を実施。

- ・ 病棟単位で非稼働となっている医療機関について、非稼働の理由や今後の見通し等を一覧にして調整会議に提示し協議。
- ・ 調整会議において要望があった場合は、医療機関に対して、次回以降の調整会議での説明を要請。

今年度の対応

前年度の病床機能報告の結果、一定以上の非稼働病床がある可能性がある医療機関に対して、非稼働病床の状況について調査を実施。

- ・ 病棟単位での非稼働 又は 院内全体で40床を超える非稼働 が継続している医療機関について、非稼働の理由や今後の見通し等を一覧にして調整会議に提示し協議。
- ・ 該当する病院に対して、調整会議での説明を要請（有床診療所は状況共有のみ実施）。

協議対象となる医療機関

(1) 病棟単位での非稼働がある医療機関

①対象医療機関

令和6年病床機能報告において最大使用病床数が0床であり、かつ、調査時点においても、使用許可を受けた病床すべてが稼働していない病棟を有する医療機関

②一覧表への記載事項

該当する病棟について、非稼働の理由や今後の見通し等を記載

(2) 院内全体で40床を超える非稼働がある医療機関

①対象医療機関

令和6年病床機能報告において開設許可病床数と最大使用病床数の差の合計が40床を超えており、かつ、調査時点においても、使用許可を受けた病床のうち稼働していない病床が院内全体で40床を超える医療機関

②一覧表への記載事項

該当する病床がある全病棟について、非稼働の理由や今後の見通し等を記載

